

高等学校等就学支援金【県立・市町村民立高等学校】

※詳しい制度の説明や、届出・申請の方法は、在学されている高等学校から説明があります。届出書や申請書、課税証明書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

公立高等学校に在学されている方は、**届出や申請**をして認定を受ければ、「高等学校等就学支援金」が支給されます！

★高等学校等就学支援金の支給要件は次のとおりです。(H30年7月～)

1. 保護者等の収入の合計が、**県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算で**

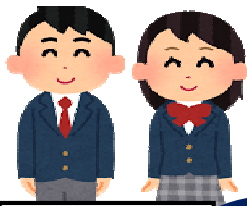
507,000円未満である人

2. 高等学校等を既に卒業していない人 等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安です。

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

届出や申請をして認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、**納付いただく必要はありません。**



就学支援金の
申請・届出

授業料

就学支援金の受給資格が認定された
方は、授業料は実質無料となります。

507,000円以上の場合や、申請しても不認定となった場合は、授業料を納付していただく必要があります。

①高等学校を經由して
県に申請

②奈良県教育委員会において、
就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県から国へ就学支援金の
交付を申請

④国から交付される
を、申請者に代わって県が受領し、
授業料に充当します。

就学
支援金

就学支援金を受給するためには、届出や申請が必要です
7月中の学校が定める期限までに、次の書類を学校へ提出してください。

(期限までに提出がないと、授業料を納付していただく場合がありますので、期限は必ず守ってください。)

①高等学校等就学支援金の「収入状況届出書」
または「受給資格認定申請書」

②「課税証明書等」(※1)

※1 「課税証明書」以外に、「特別徴収税額通知書」、
「住民税納税通知書」(写し可)でも対応できます。

就学支援金の支給限度額と支給期間

- ◆全日制 月額 9,900円・上限36月
- ◆定時制(単位制以外) 月額 2,700円・上限48月
- ◆定時制(単位制) 1単位 1,740円
上限74単位・48月
- ◆通信制(単位制) 1単位 336円
上限74単位・48月

◇公立高等学校についてのお問い合わせ◇

在学されている各高等学校にお問い合わせください。